

(別紙3)

保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

ア 『要求仕様書』別紙1「構成機器等の内訳」に掲げる全てのハードウェア（以下「端末パソコン等」という。）とする。また、税総合・自動車税システム端末用プリンターの定着器及びガイドローラー部分の劣化等による交換も保守の対象とすること。

なお、税総合・自動車税システム端末用プリンターのトナーカートリッジ、インクリボン及びインクリボンカートリッジの交換は保守の対象外とする。

イ レーザープリンターについては、納入後に、部品等の損耗や劣化により『要求仕様書』「4 物品の仕様」(2)に掲げるレーザープリンターに関する仕様を満たさなくなった場合には、保守の対象とし、部品交換等を行い仕様を満たす状態にすること。

(2) 保守内容

保守対象機器の修理及び部品交換とする。なお、必要な場合は同一機種の別機器と交換しても差し支えない。ただし、この場合は旧機器と同じ設定となるよう作業するとともに、設置時に動作確認を行うこと。

(3) その他

保守作業後、『要求仕様書』別紙1「構成機器等の内訳」に掲げるソフトウェア及び同仕様書「4 物品の仕様」(1)のイに記載する業務用ソフトウェアが正常に動作することを確認するとともに、税総合システム及び自動車税システムが正常に動作することを確認すること。

2 業務の時間

大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）とする。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守作業は、原則、大分県の職員が、保守業者に対して保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）に、端末パソコン等の設置場所に訪問し対応を行う。ただし、税総合・自動車税システム端末用パソコンについては、連絡日の翌日までに訪問対応するものとする。

端末パソコン等の設置場所での対応が困難と認められる場合、例外的に大分県総務部税務課職員と協議のうえ、引き取りし保守業者が所有する作業場で保守作業を行うことができる。この場合、連絡日から起算して7日以内に作業を終了し、当該端末パソコン等の設置場所に返却し設置を行うものとする。

(2) 対応の特例

(1) については、連絡時間が午後 4 時以降の場合、翌日（税総合・自動車税システム端末用パソコンについては、翌々日）の対応とすることができる。

4 保守作業経費

故障した機器の原形復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、全て賃料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく保守業務の対象外とする。

(1) 大分県の故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

(3) 大分県の都合による機器の移設

6 保守作業の確認

保守業者は、保守作業を完了したときは、端末パソコン等設置場所の大分県の職員による作業終了検査を受け、別添様式「作業報告書」を大分県総務部税務課税務電算班に提出しなければならない。

7 機器設置の場所

賃貸借機器は、『要求仕様書』「3 納入期限及び納入場所」(2) に掲げる納入先にそれぞれ設置する。